

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第6区分
 【発行日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【公表番号】特表2008-534393(P2008-534393A)
 【公表日】平成20年8月28日(2008.8.28)
 【年通号数】公開・登録公報2008-034
 【出願番号】特願2008-503148(P2008-503148)
 【国際特許分類】

B 6 5 D 81/26 (2006.01)
B 6 5 D 81/22 (2006.01)
B 6 5 D 81/24 (2006.01)
B 6 5 D 77/20 (2006.01)
B 6 5 D 85/38 (2006.01)
G 0 2 C 13/00 (2006.01)
A 6 1 F 9/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 81/26 F
 B 6 5 D 81/22
 B 6 5 D 81/24 C
 B 6 5 D 77/20 H
 B 6 5 D 85/38 B
 G 0 2 C 13/00
 A 6 1 F 9/00 5 8 0

【誤訳訂正書】
 【提出日】平成24年1月11日(2012.1.11)
 【誤訳訂正1】
 【訂正対象書類名】明細書
 【訂正対象項目名】0014
 【訂正方法】変更
 【訂正の内容】
 【0014】

本発明のシェル部は、多数の既知の材料（例えば、ポリプロピレン、ポリエチレンなど）から作製することができる。本発明の眼科用レンズパッケージ2および102は、寸法が約2～3cm×約2～3cmでありかつ深さが約0.5cmである内部キャビティを持つように作製することができ、この内部キャビティの最小寸法は、保存される眼科用レンズのサイズ、および提供される食塩水（または、眼球用薬剤、湿潤剤、抗菌薬などを含む、他の眼科用溶液）の容積のみによって限定される。好適には、溶液の量は、約900μL～約1、500μL、より好適には約900μL～約1、000μLである。その結果として得られる小さな全体サイズの眼科用レンズパッケージにより、この眼科用レンズパッケージを容易に、かつ目立たないように運搬することが可能となる。シェル部用のカバーは、ホイル/ポリマー積層または共押し出しによって作製され得、アルミニウムなどの金属層、および金属層をコーティングする、ポリプロピレンなどの1枚以上のポリマー層で作製され得る。カバー用の材料は、空気で運ばれる汚染物質に対するバリアとして機能する任意の可撓性材料であって、シェル部に対して気密の封をすることができる、任意の可撓性材料を含むことができる。